

8年 2月 1日

お客様 各位

神奈川つくり農業協同組合

株式配当金領収証の店頭での取扱停止について（お知らせ）

平素より神奈川つくり農業協同組合をご利用いただき、厚く御礼申しあげます。

さて、お客様が保有する株式の配当金のお受取り方法につきまして、今後、貯金規定を改正したうえで、令和8年7月31日を持ちまして、株式配当金領収証の持参による当組合店頭での受入を停止させていただきます。

これまで当組合に株式配当金領収証をご持参いただいたおりましたお客様におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、保有する株式の配当金を一括して銀行等の預貯金口座で受領する方法（登録配当金受領口座方式）、又は証券会社の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）へのご変更いただくか、郵便局又は他金融機関へのご持参をお願い申しあげます。

なお、変更のお手続きにかかる詳しい内容につきましては、お取引のある証券会社へご相談ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜わりますようお願い申しあげます。